

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.060

処 分 名	低炭素法 低炭素建築物新築等計画認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、低炭素建築物新築等計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 58 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 57 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 25 年 1 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市の低炭素化の促進に関する法律
(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項の認定を取り消すことができる。